

再評価実施事業一覧表

資料 2

| 番号 | 該当項目 | 事業名 | 事業の目的及び概要 | 本年度 予算額 (千円) | 採択 年度 | 経過 年数 | 再評価の理由 | 備考 |
|----|---------------------------------------|----------------------|---|--------------------|----------|----------|--|----|
| 1 | (5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業 | 旧猿島庁舎 (さしま窓口センター) | <p>旧猿島庁舎は、猿島町役場として昭和 40 年に建設され、長年、行政機能を担うとともに、周辺には、公民館など数多くの公共施設が整備され、公共的機能等の拠点として重要な役割を担ってきた。合併以降は、坂東市役所猿島庁舎として、周辺の公共施設とともに引き続き猿島地域の公共的機能等の拠点となってきた。</p> <p>平成 28 年 11 月の新庁舎開庁後は、行政機能の大部分が移転し、旧猿島庁舎の一部を改修してさしま窓口センターとしたが、建物の大部分が空きスペース・使用不可(非耐震、老朽化)となっていること、さしま窓口センターの来庁者の利便性(トイレ等)、敷地の有効活用などが課題となり、現在に至っている。</p> | 1,516 | H28 | 7 年 | <p>新庁舎建設時に、応急的に建物の一部を改修し、さしま窓口センターとしたが、建物の大部分は非耐震で、老朽化により雨漏り等が発生している。利便性や安全性が低い状況が続き、旧給食センターとともに、暫定的な利用(倉庫等)に留まっている。建物が低利用の状況下で、北側、東側を駐車場として借地していることから、旧猿島庁舎エリア周辺の土地利用のあり方を見直し、方向性を確定する必要がある。</p> | |
| 2 | (5)費用対効果、社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業 | 法務局証明サービスセンター事業 | <p>市民の利便性向上を目的として、平成 28 年 11 月の新庁舎開庁時に1階に「法務局証明サービスセンター」を開設した。登記事項証明書(不動産及び商業・法人)、印鑑証明書(商業・法人)等を発行している。</p> <p>なお、国の設置基準を満たさない市の要望による誘致・設置であるため、経費のすべてを市費で運営している。(場所の無償提供を含む。)全国2例のみである。</p> <p>・利用者数・・・ 8,380 人 (令和4年4月～令和5年3月)</p> <p>・発行通数・・・ 19,544 通 (令和4年4月～令和5年3月)</p> | 7,490 | H28 | 7 年 | <p>本来、国で負担すべき業務について、年間 749 万円もの財政負担を行っており、全国的にも稀な事業である。利便性は高まってはいるが、利用者の半数は他市町村からの利用者であること、利用者の9割が法人であること、利用者が固定され市民生活における個人利用についてはほとんどないため、受益者が一部に偏っているとも言える。</p> <p>現業務委託(事務員人件費)期間は令和2年 10 月から令和6年9月までとなっており、それ以降の継続(4年間)について、再検討する必要がある。(なお、機器のリース契約期間が令和8年1月までとなっており、違約金も踏まえた検討が必要となる。)</p> | |

| 番号 | 該当項目 | 事業名 | 事業の目的及び概要 | 本年度 予算額 (千円) | 採択 年度 | 経過 年数 | 再評価の理由 | 備考 |
|----|-----------------------------|------------|---|--------------------|----------|----------|---|----|
| 3 | (4)計画当初の役割を果たし、なお継続の状態にある事業 | 岩井福祉センター事業 | <p>福祉センターは、条例において「地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、もって地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため」設置されている。(岩井福祉センター、猿島福祉センター)</p> <p>岩井福祉センターについては、平成5年の設置当初は、市職員が施設を管理し、業務(デイサービスの一部)を社会福祉協議会に委託した。平成23年の東日本大震災に伴い、附属庁舎内にあった社会福祉協議会事務所を岩井福祉センターに移転した。また、センターの管理については、平成25年度から社会福祉協議会での指定管理に移行した。</p> <p>なお、平成28年3月にデイサービス、令和2年3月にヘルパー派遣事業を廃止し、浴室は令和3年度をもって廃止しており、現在は社会福祉協議会の事務所としての機能が大きい。</p> | 24,883 | H5 | 30年 | <p>現在、岩井福祉センターでは福祉サービスを実施しておらず、社会福祉協議会の事務所としての機能が大部分で、施設設置当初の目的及び条例に定めた施設の位置付けと乖離している。</p> <p>建物については、老朽化に伴う改修工事等(事業費1億6千万円程度)が必要となっているが、福祉センターとしての施設運営の継続等を含め、今後のあり方の検討が必要である。</p> | |